退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合 組合長 印

神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例 第17条第1項 第19条第1項 の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として(被告を代表する者は神奈川県市町村職員退職手当組合長)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)	
	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	
	円

様式第30号(裏面)

(退職をした者の氏名	Z)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)		
(退職年月日)	年	月	日	年月		
(退職時の所属名)						
(退職時の職名)				(退職時の給料月額) 円		
				(職 級 号給)		
(支給制限処分の理由)						
│ │ (神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第17条第1項に規定する事情に関し						
勘案した内容についての説明)						

- 備考1 勤続期間とは、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第9条第1項 に規定する勤続期間をいう。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。